

少数例のがんの情報提供について

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

1

がん情報サービスにおける情報公開の現状

<具体例> 現在の登録件数の標記

平成28年8月4日
第8回がん診療提供体制のあり方に関する検討会
資料1 一部改変

治療の実績のある病名		クリックで詳細を開じる
2014年	髄芽腫、神経膠腫、上衣腫、胚細胞性腫瘍	
2013年	髄芽腫、神経膠腫、上衣腫、胚細胞性腫瘍	

院内がん登録件数		クリックで詳細を開じる
<p>院内がん登録について詳しくは「院内がん登録とは」をご参照ください。 院内がん登録用語集 について</p> <p>院内がん登録では1年間(1月1日～12月31日)に下記のいずれかの症例を登録の対象としています。</p> <p>1) 本施設で診断された症例</p> <p>2) 他施設で診断された後に本施設で初診を受けた症例</p> <p>*登録件数1件以上10件以下の場合には「1～10件」と表記しています。</p> <p>*15歳以下は【小児】の欄に掲載しています。</p>		
2014年	-	このように具体的な件数は明示していない。
2013年	0件	
2012年	1～10件	

- がん医療に関する情報については、院内がん登録のデータを国立がん研究センターのがん情報サービスで情報公開している。
- 各医療機関で診療実績が年間1～10件の場合、個人情報保護の観点から具体的な件数ではなく、「1～10件」と標記している。



➤ 少数例の診療実績を、院内がん登録に基づき、具体的な件数の公開の是非について検討してはどうか。

例:「●●●病院 ●●がん 3件」

2

院内がん登録に基づく少数例データの取扱いについて

平成28年8月4日
第8回がん診療提供体制のあり方に関する検討会
資料1

- 現時点で、院内がん登録に基づく少数例をはじめとした個別のデータが、個人情報や要配慮個人情報に該当する可能性がある。
- 現在、都道府県がん診療連携拠点病院の相談員は、施設別がん登録システムを利用し、具体的な件数を把握することが可能であり、こうした情報を利用して相談対応を行っている。



- 院内がん登録における少数例が個人情報に当たるかどうか、個人情報保護委員会に照会し、法律上の取扱いを明確化した上で公開に関する方針を決定してはどうか。
- 当面、少数例の取扱いについては、都道府県拠点病院の相談の仕組みを啓発する等の対応を行ってはどうか。

3

国立がん研究センターがん情報サービスでの情報公開について

○ 個人情報保護委員会の見解

「診療実績が1件以上10件未満の場合は、1～3件、4～6件、7～9件と公表し、10件以上は実数で公表する。」

上記の対応であれば、個別の事例にもよるが、一般的には公表データと特定の個人との対応関係が排斥されており、統計情報と評価し得ると考えられるので、個人データの第三者提供とは解されない。



- 国立がん研究センターがん情報サービスでの診療情報の公開においては、上記の方針で情報公開してはどうか。

(具体例)

「●●病院 ●●がん 1～3件」
「△△病院 △△がん 7～9件」
「□□病院 □□がん 13件」

4